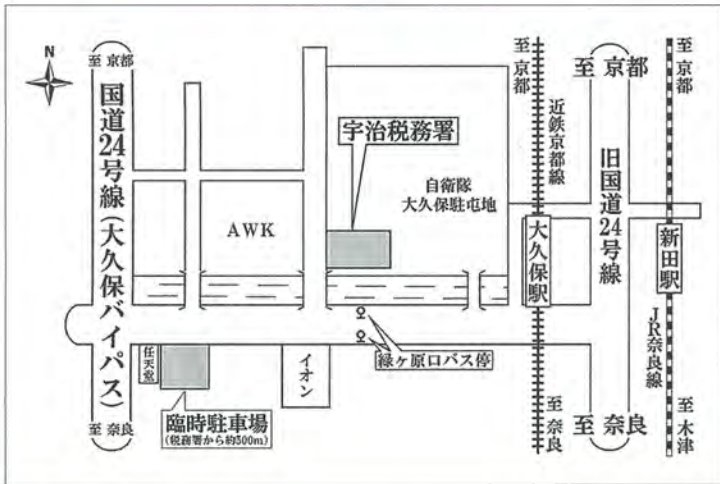


### 宇治税務署からのお知らせ



## 譲渡所得等の申告は 宇治税務署確定申告会場へ

土地や建物、株式等の「譲渡所得」、「贈与税」や「相続税」の申告等は、直接、宇治税務署へお越しください。  
 ※文化センターの会場では受け付けをいたしません。

**宇治税務署の確定申告会場は 税務署1階です**

●申告期間 2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く。ただし、2月21日(日)と28日(日)は受け付けします)。  
 ※2月15日(月)以前は還付申告に限りません。

●受付時間 午前9時～午後5時

※混雑の状況により早めに(午後4時頃)受け付けを終了させていただきます。ご了承ください。

※申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

### 公的年金等を受給されている人へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けられる人は、確定申告書の提出が必要です。

**ご注意ください!**  
 所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。  
 住民税に関しては、市役所課税課市民税係におたずねください。

### 申告書等は国税庁ホームページで作成できます!

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

【作成した申告書等の提出方法は2通りあります】

- 住民基本台帳カード (電子証明書つき) のある人  
 ※別途ICカードリーダーが必要で、インターネットで送信 (e-Tax) できます。
- 住民基本台帳カード (電子証明書つき) のない人  
 プリンターで印刷して郵送等で提出

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141 (自動音声案内に従って電話機を操作してください)

### ごみ出しのポイント

#### プラスチック製容器包装の収集

プラスチック製容器包装と燃やさないごみは、隔週(交互)収集です。  
 配布の家庭ごみ分別・収集日カレンダーを必ず確認し、お出してください。  
 対象となるのは、プラスチックの容器、包装および梱包材です。硬質プラスチックやプラスチックでできた製品は、燃やさないごみですので注意してください。

#### 汚れの取れないプラスチック製容器包装は燃やすごみに

汚れていたり、においの取れない状態のプラスチック製容器包装は、リサイクルできないため、処理場で燃やすごみに再分別されます。  
 プラマークがついていても、軽く洗って汚れの落ちないものは燃やすごみにお出してください。

#### 布団・毛布のごみ出しについて

45%の透明または半透明ごみ袋に入る布団や毛布は、燃やさないごみとして収集できます。ただし、袋に入れて口が縛れない大きさのものは、有料の大型ごみになりますので、環境事務所に、持ち込んでいただくか、電話で収集の予約をしてください。

◆問い合わせ 環境業務課

## 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。

【減額される要件】  
 ▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。  
 ▽平成27年12月31日までに、現在の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。  
 ▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること。

【減額の期間】  
 改修工事が完了した年の翌年度から、次のとおり家屋に係る固定資産税額を減額します。

- ・平成27年12月31日までに改修工事が完了…1年間
- ・通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了…2年間

【減額する額】  
 改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1相当額

【手続き】  
 改修工事後3カ月以内

◆問い合わせ 課税課

に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。

※減額申告書には、個人番号または法人番号の記入が必要となります。提出の際は、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。(郵送の場合は写しを同封してください)。

☆耐震改修減額は、熱損失防止改修減またはバリアフリー改修減との併用はできません。

☆他にも、「バリアフリー改修」や「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくは、課税課資産税係までお問い合わせください。

## 交通事故防止!!

市内で、平成27年1月～12月末までに6件の交通死亡事故が発生しました。  
 みんなが交通ルールとマナーを守り、事故をなくしましょう。

◆八幡市交通安全対策協議会 管理・交通課

また、常習的な悪質運転にお気づきの人は下記までご連絡ください。

◆八幡警察署 ☎981-0110



### 市民活動情報サイトをご利用ください

市民活動情報サイト(<http://yawa.wata.genki365.net/>)とは、町内会・自治会をはじめ、サークル、ボランティア団体等を支援するために市が管理運営するサイトで、八幡市を中心に活動している市民団体の様々な活動内容やイベント等を紹介しています。

このサイトを通して、団体情報の検索やイベント等の参加申込ができます。

ご利用には、やわた市民活動情報サイトに団体・web会員登録し、会員IDの発行を受ける必要があります。



詳しくは、各団体所属先、または秘書広報課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 秘書広報課